

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見募集について  
(国内希少野生動植物種の追加等)

## 1 意見募集の状況

### (1) 意見提出者数

意見提出方法	数
①e-Gov	12 通
②電子メール	4 通
③FAX	0 通
④郵送	0 通
計	16 通

### (2) 整理した意見の総数

- ・今回の改正政令案に係る意見 14 件
- ・その他意見 3 件

## 2 意見等の概要と意見に対する考え方について

No.	政令・その他	御意見	頂いた意見に対する考え方
1	政令案	<p>ヒメフチトリゲンゴロウですが、「候補種の概要」で触れられている通り東南アジアにも生息しています。また国内で流通する昆虫食のゲンゴロウは東南アジアから輸入されたもので、現地でも個体数多いヒメフチ（稀にフチトリも）が混入していることは以前から知られている所です。</p> <p>TV や SNS、YouTube 等で昆虫食のヒメフチの写真・動画が出回っている例もあり、「特定第二種」の販売禁止との整合性が求められます。流通量も多いため、個別に対応するのではなく FAQ で類例提示するなど、輸入代理店や販売店等の法人向けに注意喚起する対応は可能でしょうか？</p> <p>すでに環境省と協議の上、販売停止した昆虫食メーカーもあるように聞いています。フチトリより混入確率が高いヒメフチについては、国としての対応が望ましいと考えます。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
2	政令案	<p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正。の【譲渡禁止に反対する意見】</p> <p>別紙1 表 今回指定する国内希少野生動植物一覧(別表第1 の表2 関係)</p> <p>昆虫網</p> <p>げんごろう科 No2) ゲンゴロウから7) オキナワスジゲンゴロウまでの6 種 こばんむし科 No8)</p>	<p>今回の候補種については、生息状況や流通状況等を収集し、これらを踏まえて有識者の意見を参考として検討した結果、国内希少野生動植物種又は特定第二種国内希少野生動植物種として指定することが適当と判断しました。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種について</p>

		<p>コバンムシ たてはちょう科 No9) コヒョウモンモドキ</p> <p>以上の 9 種について 個人商店の仕入れた在庫に対する金銭的な損害をどう補償するのか。(憲法第二十九条 における 財産権の侵害にあたる)</p> <p>種の保護・保全をするにあたり、違法な採集などを規制する事については 100%賛同・同意をするが 飼育下における生体や標本など譲渡禁止が種の保全に直結する物ではない事。</p> <p>生息地における棲息個体及び棲息個体群の種の保護・保全がメインのはず。私の様に在庫として交換や金銭により仕入れた標本や繁殖個体までが一括で譲渡禁止にされるのは上記の財産権の侵害にあたり、まったく納得できない。一瞬にして数十万円が消える訳だ。(ヤンバルテナガコガネなどを売り込まれた事がある。施行後に闇取引などが増える事を実感する。)</p>	<p>は、学術研究等の目的であれば環境大臣の許可を受けた上で譲渡し等を行うことが可能です。</p> <p>また、種の保存法は捕獲の規制だけでなく、商業的な流通を禁止することにより違法な捕獲等の要因をなくすとともに違法に捕獲された個体等が市場に流通することを抑制することを目的としています。今回の候補種については、種の保存法に基づき、その絶滅のおそれ等を鑑みて指定をするものであり、損失補償を行う予定はありません。その他の御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
3	政令案	<p>No9) コヒョウモンモドキ の指定について、【一括で国内の生息地域すべての個体群を指定は時期早々で反対する意見】</p> <p>選定委員の情報不足なのか理解できない。</p> <p>一部地域においては危機的な個体群も存在する。この場合は採集規制は絶対に必要であり生息地保護とセットでの指定に留めるべきである。</p> <p>個体数増加の事例を見れば早急な生息環境の保全が求められる。*** ***の生息地は非常に危機的な状態に陥ったがシカの食害から植</p>	<p>今回の候補種については、生息状況や流通状況等を収集し、これらを踏まえて有識者の意見を参考として検討した結果、国内希少野生動植物種として指定することが適当と判断しました。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種については、学術研究等の目的であれば環境大臣の許可を受けた上で譲渡し等を行う</p>

	<p>物を保護するための柵が施され、付随的な結果としてコヒョウモンモドキが増加した事例が有る。この事からも譲渡で減ったわけではなく、早急な危機的個体群の生息環境保全が求められる。</p> <p><b>【譲渡及び採集規制により弊害がある地域：上記 反対意見の補足】</b></p> <p>私事：</p> <p>産卵に利用するクガイソウが全てシカにより食い尽くされてしまった場所に置いてコヒョウモンモドキが他種の産卵植物を取得し個体数の増加したとみられる場所がある。(狭い 1 生息地でしか確認できていない)・・・ここで定点観察を行い 産卵に利用する植物を探したり、飼育下の個体による産卵植物の嗜好実験を継続しているが個人ではできなくなる。</p> <p>飼育下の個体を複数人に譲り渡し、危険分散を行い管理しているがこれも出来なくなる。現在、越冬幼虫であるが 1 月以降 (春に) 各人が生存個体数の確認を行い私の所に集めて屋外のケージで産卵まで飼育し、各人に戻す行為も出来なくなる。</p> <p>ヒョウモンモドキで明らかになったように個人が維持しているシステムを維持する事が非常に困難になる事が明白である。</p> <p>ヒョウモンモドキや上の (別紙 1 表 今回指定する国内希少野生動植物一覧) における 9 種 etc においても同様に個人の飼育によるシステム維持も尊重してもらいたい。特定の種にのめり込むように研究している在野の方々は大勢いる。この人たちの力を借りる事も必要だろう。登録制度などの策を講じてもらいたい。</p> <p>金銭的な補償・在野の研究者は当然無償である この方たちに予算を</p>	<p>ことが可能です。</p> <p>その他の御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
--	--	--

		<p>付ける事は無理だろう。そこで余剰な飼育増殖個体に限り特定の方法での販売が出来ないだろうか？（タイマイやクジラのヒゲなどの様に扱えない物か？）</p> <p>※種の保存の観点から地名は伏せております。</p>	
4	政令案	<p>「チョウ目」にある「コヒョウモンモドキ」を除外する。</p> <p>また、今後の規制のあり方を抜本的に見直し本質的対策を推進するとともに結論ありきのパブリックコメントでごまかすのを止めてもらいたい。</p> <p>本種は「捕獲・採取」によって減少したのではなく、おもに個体数が増えすぎたシカの食害による草原環境の変化により、減少ないし地域個体群が絶滅したものである。10年くらい前には生息地にはおびただしい数がいて、これをことさら目当てにした「捕獲・採取」をする者などいなかった。指定によって規制する前に本質的な保護・増殖対策（シカの適性個体数調整のための駆除、防鹿柵の設置推進、太陽光パネル設置許可基準の厳格化、除草工事の適正化など）を行うべきである。</p> <p>そういった施策がいい加減なまま、やたらに規制種を増やすと、今後規制が予想される他種の「駆け込み捕獲」を促すことに加え、草原環境の劣悪化に歯止めがかからず、現在規制が及んでいない他種へも甚大な悪影響を及ぼすことは必至である。</p> <p>本種の残された生息地の多くでは地方条例などにより採集が禁止されるなど保護対策が行われているのに屋上屋を重ねる必要はない。</p> <p>また、これによって指定以前の過去の標本にも遡及して規制がかかる</p>	<p>コヒョウモンモドキについては、生息環境の減少により生息数が著しく減少しており、少数の捕獲であっても生息状況に与える影響が大きいと考えております。有識者の意見も参考とした上で、国内希少野生動植物種として指定することが適当と判断しました。</p> <p>なお、国内希少野生動植物種については、学術研究等の公益的な目的であれば、個人を含めて、環境大臣の許可を受けた上で捕獲・譲渡し等を行うことが可能です。</p> <p>その他の御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

		ことは、研究活動に困難を生じさせる、財産権を侵害する、昆虫採集・コレクションの文化を破壊する、といった害悪以外のなにものでもない。	
5	政令案	コヒョウモンモドキの同属であるヒョウモンモドキおよびウスイロヒョウモンモドキは既に種の保存法指定種となっているが、譲渡が禁止されたことにより累代されていた系統の維持が困難となり、途絶えてしまった例があると聞く。コヒョウモンモドキも指定により同じ轍を踏む恐れがある。2種指定でない合理的な理由が見当たらない。蝶ばかりが狙い撃ちされている感があり、アマチュアの裾野を狭めていることは、将来を担う研究者の育成に悪影響を及ぼしていると考えられる。	コヒョウモンモドキについては、生息環境の減少により生息数が著しく減少しており、少数の捕獲であっても生息状況に与える影響が大きいと考えております。このような状況を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、国内希少野生動植物種として指定することが適当と判断しました。 なお、国内希少野生動植物種については、学術研究等の公益的な目的であれば、個人を含めて、環境大臣の許可を受けた上で捕獲・譲渡し等を行うことが可能です。
6	政令案	特定第二で過去指定されたタガメ等でも誤解が生じたが、今回も卵・種子の指定 黒丸で表示された所は、特定第二としての規制の範疇なのか、国内希少野生動植物種としての規制の範疇（売買や頒布に関わらず、捕獲殺傷などを原則的に禁ずる）なのかが分かりづらい。指定した後で公表する資料に、卵・種子の指定について規制の範疇を注意書きしてほしい。	卵・種子の指定については当該種の個体の規制範囲と同様の規制範囲となります。御意見は今後の周知等の参考にさせていただきます。
7	政令案	今回、卵・種子の指定候補になったゲンゴロウ、ヒメフチトリゲンゴ	卵・種子の指定については、専門家の

		<p>ロウ以外については、卵・種子指定候補となっていない。その理由を説明して欲しい。国内希少野生動植物種の指定において目安となる項目の一つに「肉眼観察でその種だと同定できる種」が挙げられると思うが、ゲンゴロウ、ヒメフチトリゲンゴロウはそれら分布域において、他の種とは明らかに卵の長さが異なり同定できると言えるだろう。しかしエゾゲンゴロウモドキは、本州北部から北海道において同所に生息するゲンゴロウモドキと卵を見分ける事ができない。また、マルガタゲンゴロウ、オオイチモンジゲンゴロウ、オキナワスジゲンゴロウも、他の複数種と見分けが難しい為、卵・種子の指定が見送られたと推察した。しかしながら本件の資料、および12月1日の令和4年度希少野生動植物種専門家科学委員会でも全く言及されていない。</p>	<p>助言に基づき生息地において他種の卵又は種子と判別することが可能であり、採取等の可能性が高い種について選定しております。</p>
8	政令案	<p>今回エゾゲンゴロウモドキは、卵・種子指定候補となっていない。指定に向けて早急に検討して頂きたい。最近ヤフージャパンでは希少な生物のオークションを規制しているが、上記個体群は昆虫即売会でも販売されている為、今後もエゾゲンゴロウモドキの上記個体群の卵が売買されてしまう恐れがある。</p>	<p>卵・種子の指定については、専門家の助言に基づき生息地において他種の卵又は種子と判別することが可能であり、採取等の可能性が高い種について選定しております。</p>
9	政令案	<p>選定された種は、ゲンゴロウなどペットとして取引されている場合も見られるが、絶滅の恐れの高い種とは思えない種が多いように感じる。私の実体験では、ゲンゴロウは休耕田等に多数見られ、エゾゲンゴロウモドキは北海道においてはヒグマの恐怖との戦いで深入りは困難で、マルガタゲンゴロウは他種採集時の副産物として混獲されるものである。とても採集圧で絶滅してしまうような種ではない。もちろん、その辺りは理解したうえで特定第二種に指定して「実質的商取</p>	<p>国内希少野生動植物種の指定は、指定による効果等を勘案し、必要性和有効性を踏まえて適切に進めていくものと考えています。ゲンゴロウ、エゾゲンゴロウモドキ、マルガタゲンゴロウは開発等による生息地の減少や販売目的と思われる捕獲、外来種による捕食等</p>

		<p>引の規制」を図ったのであろうが、これでは環境省が行う種の保存という本来の目的から乖離してしまっているのではないか？</p> <p>平成 29 (2017) 年の種の保存法改正の際の附帯決議の「2030 年までに 700 種指定することを目指し・・・」の 700 種ありきで、その種の本質を考えないで指定種の選定が進められているのではないかと危惧される。今後、附帯決議の 700 種ありきで指定種の選定が進み、絶滅の恐れが低い種が選定されることが増加することが危惧されるから。</p>	<p>の影響を受けて、環境省レッドリスト 2020 で絶滅危惧Ⅱ類と評価されています。</p> <p>このような状況を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動植物種への指定が妥当と判断しました。</p> <p>その他の御意見については今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
10	政令案	<p>特定第二種国内希少野生動植物種として指定候補のオオイチモンジシマゲンゴロウについて、令和 4 年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料 1-2 令和 4 年度新規指定候補種の概要では本種の分布域が本州の各県であると表記されている。しかし本種は近年、沖縄県に生息するリュウキュウオオイチモンジシマゲンゴロウもシノニムとして含む解釈を示す論文も見られる。</p> <p>本種を分類する上で根拠とする論文等明示してください。また、本州産のみを指定種として取り扱う方針ならば、「リュウキュウオオイチモンジシマゲンゴロウは別亜種の為含まない」等の注意書きを添えてほしい。</p>	<p>今回の指定においては環境省レッドリストにおける評価単位と同様に、本州に生息する個体群を <i>Hydaticus pacificus conspersus</i> (オオイチモンジシマゲンゴロウ) として指定候補としており、沖縄県に生息する個体群 <i>Hydaticus pacificus sakishimanus</i> (リュウキュウオオイチモンジシマゲンゴロウ) は対象としておりません。</p> <p>御意見は今後の周知等の参考にさせていただきます。</p>
11	政令案	<p>オオイチモンジシマゲンゴロウは本州産 <i>H. pacificus conspersus</i> と、沖縄県産のリュウキュウオオイチモンジシマゲンゴロウ <i>H. pacificus sakishimanus</i> で亜種として分けられていて、形質にも明らかな違いが</p>	<p>今回の指定においては環境省レッドリストにおける評価単位と同様に、本州に生息する個体群を <i>Hydaticus</i></p>

		<p>見られる。一方で、2016年に海外の研究者によって2亜種は同一亜種とする論文が発表されている。</p> <p>今回の指定概要を見るに、本州産が指定対象であるように読み取れるが、沖縄県産オオイチモンジシマゲンゴロウは種の保存法ではどのような扱いとなるのか。</p>	<p><i>pacificus conspersus</i> (オオイチモンジシマゲンゴロウ) として指定候補としており、沖縄県に生息する個体群 <i>Hydaticus pacificus sakishimanus</i> (リュウキュウオオイチモンジシマゲンゴロウ) は対象としておりません。</p> <p>御意見は今後の周知等の参考にさせていただきます。</p>
12	政令案	<p>エゾゲンゴロウモドキを特定第二種ではなく、通常の国内希少野生動物種に指定しない理由はなにか。</p> <p>エゾゲンゴロウモドキの生息している都道府県の数も多く見えるが、実際の生息地は各都道府県で1か所から数カ所と局所的であり、さらに各生息地は分断されている。</p> <p>商業目的でなくとも数人のマニアが短期間に採集を行えば容易に地域絶滅しうるものである。</p> <p>同様の生息状況にある近縁種のシャープゲンゴロウモドキは通常の国内希少野生動物種に指定されている。</p> <p>シャープゲンゴロウモドキと同等の危機的状況にあるエゾゲンゴロウモドキを特定第二種に指定する理由はなにか。</p>	<p>本種については比較的分布範囲は広いものの、全国的な減少傾向が確認されており、環境省レッドリスト2020において絶滅危惧Ⅱ類と評価されています。これらの状況を踏まえ、有識者の意見も参考とした上で、特定第二種国内希少野生動物種として指定することが適当と判断しました。</p> <p>なお、シャープゲンゴロウモドキについては、環境省レッドリスト2020において、本種よりも絶滅のおそれの高いカテゴリーである、絶滅危惧ⅠA類と評価されています。</p>
13	政令案	<p>分類が混乱している種群、あるいは指定以降に分類が変更された種の扱いを明記すべき</p>	<p>指定後に分類が変更された種については、直ちに規制範囲が変わるものでは</p>

		<p>特定第二種に指定されたトウキョウサンショウウオは、指定後にイワキサンショウウオが分割された。この例のような指定以降に分類が変更された種の扱いはどうなるのか。</p>	<p>なく、指定時の規制範囲が引き続き規制対象となります。御意見は今後の周知等の参考にさせていただきます。</p>
14	政令案	<p>エトピリカが国内希少野生動物の指定を解除されないのは何故か エトピリカは日本固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島に安定して生息しており、これは環境省主催のシンポジウムにおいても報告されている事実である。 <a href="https://www.sizenken.biodic.go.jp/nichiro/day1.pdf">https://www.sizenken.biodic.go.jp/nichiro/day1.pdf</a> このため、保護増殖事業のページにある「現在は根室市のユルリ島とモユルリ島のみで繁殖」「平成26年の生息確認数はユルリ・モユルリ島海域で15羽、繁殖つがい数は6つがい、浜中海域で最大3羽、繁殖つがい数0」という記述は誤りであるが、指定解除を行わないのは何故か。</p>	<p>国内希少野生動植物種の指定解除については、環境省レッドリストカテゴリーの評価も踏まえ、解除による種への影響を含めて十分な検討を実施した上で実施することとしています。 御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
15	その他	<p>提出されたパブリックコメントを、意見提出者に無断で改変した上で回答しているのは何故か。 いわゆる駆け込み採集防止のためにコメント募集期間を短くし、迅速な施行を目指す姿勢は理解するが、直近の数年では意見提出数は多くとも20通程度である。 このため毎年の追加指定時に募集するパブリックコメントの回答にかかるコストは、施行までの期間が短いとはいえ回答の作成に窮するほどの作業ではない。 それにも関わらず、実際に掲載されたコメントは質問者の意図がもはや伝わらないほどに短く改変され、いわば環境省に都合の良い形に改</p>	<p>行政手続法に基づくパブリックコメントについては、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとされており、公表時の分かりやすさの観点から意見の趣旨が変わらない範囲において要約して公表しているものですが、御意見も踏まえできる限りいただいた御意見そのままを公表することとします。なお、同法に基づき、種の保存上の支障や第三者の利益を害する</p>

		<p>変されたものとなっている。</p> <p>こうした改変はパブリックコメントを形骸化するものである。</p> <p>提出されたパブリックコメントの原文を尊重せずに改変し、回答も単純化しているのはなぜか。</p>	<p>おそれがある等の場合には意見の一部又は全部を削除させていただく場合があります。</p>
16	その他	<p>警察と連携した取り締まりの強化を行うべき</p> <p>種の保存法の制定から約 30 年が経過した現在においても、昆虫類や陸産貝類は密漁行為が横行している。</p> <p>これによって、例えば昆虫類では公開型の保全活動が実施できない等の実害が伴っている。</p> <p>2017 年の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正及び鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部変更」に係るパブリックコメント回答 (No. 38) では「司法警察員の制度や、地方検察庁、警察当局の協力を得ながら、法の運用が適切に図られるよう、取り締まりを強化する」と回答しているにもかかわらず、未だに環境省と警察当局が取り締まりを怠っているのは何故か。</p>	<p>違法行為がないよう引き続き適切な周知等に努めるとともに、御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
17	その他	<p>特定第一種国内希少野生動植物制度を廃止しないのは何故か</p> <p>特定第一種指定のアツモリソウは各地で飼育栽培に由来する現地在来集団の遺伝子汚染や、近縁種との交雑が確認されている。</p> <p>流通や販売を規制しない特定第一種国内希少野生動植物制度を設けたためにアツモリソウ類の遺伝的多様性が喪失し、種の存続が脅かされる状況を作ったことは、環境省の失策と判断せざるを得ない。何故このような制度を残しているのか。</p>	<p>御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

